施策体系コード 3-1-2

内

容

事

量

場

所

事業名 高齢消費者被害防止ネットワーク事業

担当

市民まちづくり局市民生活部消費者センター 渡邉 151211-2245

体 計 画

高齢者の消費者トラブルにおいては「だまされたことに気づきにく い」「被害にあってもだれにも相談しない」という特徴がある

また、近年の消費者問題は複雑・多様化しており、専門職員によ 事 る状況の見極め、助言等が必要不可欠になってきている。

これらの問題に対処するため、消費者問題に精通している地域 みまもり協力員を地域に配置し、日ごろから高齢者の方々と接して いる高齢福祉関係機関等と連携し、消費者被害の発見の担い手と なっていただくと共に、同行訪問等を行い、高齢者の消費者被害 の実態を確認する。

これにより、自主交渉の助言・補助、事業者との間であっせん・仲 介が必要とされる場合の消費者センター相談室への案内や書類等 の確認、適切な他機関への紹介等を迅速かつ細やかに実施するこ とにより、消費者被害の早期発見・救済・拡大防止を行う。

さらに、消費者センターに寄せられている情報を速やかに提供す ることにより消費者被害の未然防止にも努めることとする。

<年 度 別 の 事 業 内 容>

- 平成19年度:3区(北区、中央区、東区)で試行実施。
- ・平成20年度:全市で本格実施。

試行実施の状況を踏まえ、ネットワークに北海道警察を加える。 町内会等と連携し、消費者被害の未然防止を強化する、悪質商 法追放モデル地区事業を一部町内会において実施。

(南区:駒岡団地町内会、東区:元町まちづくり協議会、手稲区:前 田公園団地自治会)

- 平成21年度:事業の検証と整備、連携機関の拡充
- ・平成22年度:事業の検証と整備、連携機関の拡充

平成19年度事業内容(決算)

・平成19年9月より、中央区、北区、東区の3区で試行実施。地域 、消費者問題に精通している「消費生活みまもり協力員」を複数 配置。地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、民生委員等 の高齢福祉関係機関との連携体制を構築し、高齢者の消費者トラ ブルの早期発見と救済に努めた

また、町内会等の集会や各関係機関の会議において出前講座を 実施し、本事業の周知を図るとともに、消費者問題についての講座 や啓発、情報提供を行ない、消費者被害への注意喚起を行った 内

- ・各地域包括支援センター連絡会議、地域ケア連絡会議、民児協 理事会、介護支援専門員連絡協議会研修会等に出席し、本事業 の周知と、協力依頼を行った
- 容 ・悪質事業者への指導・取締り、地域における見守り強化の観点か ら新たに北海道警察との連携体制を構築した
 - ・平成20年度からの全市実施に向け、試行事業検証会議を開催。 改善点や問題点等について協議し、事業の見直しを行った。 ・全市実施に先立ち、各区の高齢福祉関係機関や北海道警察関
 - 係者らによる事業説明会を開催し、事業周知及び協力依頼を実施 した。

【相談受付等の状況(平成19年9月~平成20年3月)43件】

平成20年度事業内容 (決算)

・平成20年度より全区にて事業実施。地域に、消費者問題に精通し ている「消費生活みまもり協力員」を複数配置。 地域包括支援セン ター、居宅介護支援事業所、民生委員等の高齢福祉関係機関との 連携体制を構築し、高齢者の消費者トラブルの早期発見と救済に 努めた。また、町内会やすこやかクラブ等の集会における高齢者向 けの出前講座(ミニ講座)の実施や各関係機関の会議に参加し事 業説明をするなど、本事業の周知を図るとともに、消費者問題につ いての講座や啓発、情報提供を行ない、消費者被害への注意喚起 を行った

・各地域包括支援センター連絡会議、地域ケア連絡会議、介護支 援専門員連絡協議会研修会等に出席し、本事業の周知と、協力依 頼を行った

・悪質事業者への指導・取締り、地域における見守り強化の観点か ら北海道警察との連携体制を構築し、高齢者の財産保護の観点か ら、消費者被害(振込め詐欺を含む。)防止連絡会議を開催した。 ・被害の未然防止の観点から、ネットワーク事業を発展させた、「悪 質商法追放モデル地区事業 | を試行的に実施。 町内会との連携を より密にし、「訪問販売お断りステッカー」の貼付、ミニ講座の積極的 な実施、消費生活相談受付状況等の情報のEメール配信などを 行った

・【相談受付等の状況(平成20年4月~平成21年3月) 99件】

【モデル地区参加世帯数(平成21年5月現在) 3地区:2,284世帯】

平成21年度事業内容(決算)

・居宅介護支援事業所、NPO、町内会など、日ごろから高齢者と関 わりのある事業者や団体への本事業の周知及び協力依頼を行い、 連携先の拡充を図った。また、平成21年度は新たに、障がい者相 談支援事業所との連携をとり、障がい者への今後のサポート体制に ついて意見交換を行った

・現在、高齢者に被害の多く見られる手口をイラスト入りで紹介する 規 「みまもり通信」を作成し、地域包括支援センターをはじめとする、 関係機関に毎月Eメール配信し、情報提供及び啓発をおこなった。 ・みまもり協力員のスキルアップを図るため、各種研修等を行った。

・悪質商法追放モデル地区事業実施町内会との意見交換を行い、 模 地域の声を事業に反映させ、充実強化と拡充を図った

・高齢者の消費者をトラブルを防ぐため、トラブル発見の気づきのポ イントや、対応手順などを記載し、ネットワーク事業の関係機関用に 内容を特化した、「みまもりガイドブック」を作成し、関係機関に配布

・地域で独自に行われている、寸劇などを用いた啓発活動を発表 する、「ネットワーク事業啓発・事例研究会」をH22.3.6に開催し、関 係機関内での情報共有と、連携強化を行った。(参加者:80名)

【相談受付等の状況(平成21年4月~平成22年3月) 253件】 【モデル地区参加世帯数(平成22年5月現在 7地区:7,400世帯】

平成 22 年度事業内容 (決算)

・高齢福祉関係機関に対しては、引き続き本事業の周知と協力に ついての依頼を行い、ネットワーク体制の拡充を図った。

・地域包括支援センター等には、毎月、最新の悪質商法の手口の 事例紹介等の消費生活相談受付状況や「みまもり通信」について、 Eメール配信し、情報提供と啓発を行った。また「みまもり通信」につ いては、当課ホームページで配信の希望を募り、配信先の拡大に 努めた。

・高齢者の消費生活見守り強化のため、製品事故の未然防止の観 点から「高齢者の安全対策ガイドブック」を作成し、関係機関に配布 した。

・みまもり協力員のスキルアップを図るため、月例研修会を行った。

・障がい者支援事業所をはじめとする障がい福祉関係機関に対し ては、平成23年度から実施する「消費者被害防止ネットワーク」事業 の概要の説明会を開催し、中央区、東区、白石区の3区で障がい者 の支援について試行実施する旨の説明を行った。

【相談受付等の状況(平成22年4月から平成23年3月)354件】 【モデル地区参加世帯数 7地区:約7,400世帯】

等

数

平成23年度第2次札幌新まちづくり計画事業進行調書(その2)

施策体系コード	3-1-2		事業名高齢消費者被害防止ネットワーク事業								
達成目標の状況											
	項	目		18年度		19年度末 (実 績)	20年度末 (実 績)	21年度末 (実 績)	22年度末 (実 績)	22年度末 (目 標)	
消費生活みまもり協力員の配置区数				_		3区	10区	10区	10区	10区 (20年度)	

市民・企業等との協働の状況(市民・企業等の参加、支援、協力の状況)

■市民との連携、市民参加

本事業は、高齢者の消費者トラブルの特徴を踏まえ、日ごろ高齢者の方々と接している市民の協力を得て、消費者被害の発見の担い手と なっていただくものであり、事業の計画段階から地域包括支援センター、民生委員等への事業説明及び協力依頼を実施した。また、居宅介 護事業所、NPO、町内会等への積極的な事業周知、協力依頼を実施し、市民との連携・協力を図っている。

■企業等との連携・協働

「資金協力」該当なし

[人材協力] 高齢福祉関係機関の職員や町内会役員等への事業周知により、高齢者の消費者被害の早期発見のための人的協力を得てい

[情報協力] 高齢者の消費者被害について、各関係機関より積極的な情報提供を得ている。

[その他の協力] 北海道警察と連携し、悪質業者への指導・取り締まり、地域の見守り強化等の協力を得ている。

■市民・企業等が参加しやすい環境づくり

本事業の実施に当たり、町内会等の集会や各関係機関の会議において、事業の周知や意見交換を図るとともに、講座や啓発、情報提供を 行い、消費者問題に対する意識の高揚、注意喚起を図り、消費者問題に対する地域力の向上に努めるなど、市民が参加しやすい環境を整 えている。

価(成果)

- ・高齢者の消費者被害は、「被害者意識が薄い」「どこに相談してよい かわからない」等の理由から潜在化していることが現状である。本事業 の実施により、これまで埋もれていた消費者被害の掘り起こしが行わ れ、高齢者の消費者トラブルについて、地域の中で早期発見、初期介 入、被害拡大の防止を図ることができたと考える。
- ・高齢者向け出前講座である「ミニ講座」は、紙芝居やクイズ、替え歌 などを用い双方向性コミュニケーションを重視した内容の講座となって おり、実施した各団体及び高齢者からは高い評価を得ることができ た。消費者トラブルの未然防止に大きな効果をあげたものと考える。
- ・悪質な事業者から、高齢者の貴重な生活資金を守ることは、安心・安 全なまちづくりの推進に大きく貢献したものと評価できる。

また、本事業を通じて、地域における消費者問題への意識が少しず つ浸透してきており、今後の行政と地域との連携・協力による、地域力 の向上が期待できる。

・本事業の実施を契機に、各地域包括支援センターが、独自に消費 者啓発等の取組みを開始し、消費者被害の未然防止にとって大きな 前進となった。地域力の向上につながったものと評価できる。

- みまもり協力員の研修会等によるスキルアップ
- 各関係機関との協力体制強化と連携先の拡充
- ・地域における事業周知、情報共有による地域力のさらなる強化
- ・現在7地区において実施する「悪質商法追放モデル地区」における 事業内容の見直しと充実強化。。

事業の予定・方向 後 \mathcal{O}

- ・平成23年度から、支援対象者を高齢者のみから、障がい者にも拡げ、「消費者被害防止ネットワーク事業」にレベルアップを図る。 なお、障がい者に係る業務については、全区実施を目標として、23年度は中央区、東区、白石区の3区で試行実施する。 ・高齢者向け「ミニ講座」の内容を充実させ、新たに「製品事故」についての講座項目を盛り込む。
- ・「悪質商法追放モデル地区」において、事業内容の見直しと充実強化のため意見交換・情報共有を行うとともに、未実施の地区へ本事業の 周知を図り、地区の拡大を検討していく。
- ・事業のレベルアップを機に、「消費生活みまもり協力員」を「消費生活推進員」に名称変更し、23年度からは、市民公募による人材確保を行う とともに、各種研修によりスキルアップを図る。

平成23年度第2次札幌新まちづくり計画事業進行調書(その3) (単位:千円)

施策体系	ドコード	3-1-2		事業名	A 高齢消費者	波害防止ネット	ワーク事業		
				事業	費の推	移			
項目			19年度	20年度	21年度	22年度	計		
計画	事	業	費	2,100	10,300	10,300	10,300	33,000	
	財国	・道う	支 出 金					0	
	源市		債					0	
	内そ	<i>O</i>	他					0	
	訳一	般	財 源	2,100	10,300	10,300	10,300	33,000	
予 算	事	業	費	2,100	6,000	4,000	1,900	14,000	
	財国		支 出 金	0	0	0	0	0	
	源市		債	0	0	0	0	0	
	内そ		他	0	0	0	0	0	
	訳一	般	財 源	2,100	6,000	4,000	1,900	14,000	
	事	業	費	2,182	5,694	3,764	1,800	13,440	
実 績	財国		支 出 金	0	0	0	0	0	
	源市	•	債	0	0	0	0	0	
	内そ	の	他	0	0	0	0	0	
	訳一	般	財 源	2,182	5,694	3,764	1,800	13,440	
事 業 費 の 進 捗 率 (H19実績+H20実績+H21実績+H22実績)/(計画事業費) 40.7									
計画との差異(予算・実績・事業内容・規模・時期等)									

《全体》

[19年度]

[20年度]

計画と予算の差異の理由:・消費生活みまもり協力員の相談受理見込み件数の減と、それに伴う交通費の減による人件費の差。

[21年度]

計画と予算の差異の理由:20年度と同様。

[22年度]

計画と予算の差異の理由:相談受理見込み件数及び交通費の減による人件費の差。また、当該事業に伴う啓発冊子等の制作等は、消費者 行政活性化事業により実施したこと。